

□平成30年度 コージェネ導入関連優遇税制措置

所管 省庁	事業名	証明団体	概要	対象分野		期間	
				業務用 産業用	家庭用		
経済産業省	① 中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の特例	コージェネ財団 その他機器: 各工業団体	コージェネレーション設備に係る固定資産税の課税標準を3年間 1/2に軽減 ※証明書1枚で①中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の特例および②中小企業経営強化税制の両方を兼ねることが可能(税申告時はコピー可) ※本店、一戸建以外に設置するエネファームは対象 ※国や地方公共団体等の補助金および②との併用可 ※③との併用不可	○	×	~ 2019.3.31 (H30年度末までに取得)	
	② 中小企業経営強化税制	コージェネ財団 その他機器: 各工業団体	・即時償却 又は 取得価格の10%を法人税等から税額控除 (資本金3千万円超1億円以下の法人は7%税額控除) ※証明書1枚で①中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の特例および②中小企業経営強化税制の両方を兼ねることが可能(税申告時はコピー可) ※本店、一戸建以外に設置するエネファームは対象 ※国や地方公共団体等の補助金および①or③との併用可	○	×	~ 2019.3.31 (H30年度末までに取得)	
	③ コージェネレーションに係る課税標準の特例措置(固定資産税)	コージェネ財団	コージェネレーション設備に関わる固定資産税の課税標準を3年間 5/6に軽減 【発電出力10kW未満設備は対象外】 ※国や地方公共団体等の補助金および②と併用可 ※①との併用不可	○	×	~ 2019.3.31	
	④ 省エネ再エネ高度化投資促進税制【創設】	大規模省エネ投資に係る部分	特定高度省エネルギー増進設備等に関する投資計画の確認書(経済産業局)	<支援要件> ・事業者クラス分け評価制度において、前年度と前々年度のいずれもS評価を受けた特定事業者、特定連鎖化事業者(加盟者を含む)が対象 ・省エネ法に基づき提出した中長期計画書に記載されている高効率な生産設備等(ボイラー、工業炉、産業用ヒートポンプ、コージェネレーション設備、モータ、変圧器、EMS) <措置内容> ・特別償却(30%) (中小企業者等は、取得価額の7%の税額控除との選択適用) ※国や地方公共団体等の補助金との併用不可	○	×	2018.4.1 ~ 2020.3.31 (2年間)
		再生可能エネルギー部分	証明制度は後日決定	<支援要件> ・再エネ設備: 中小水力発電設備、木質バイオマス発電設備、木質バイオマス熱供給装置、バイオマス利用メタンガス製造装置、地熱発電設備 (先進的要件を満たすものに限定: 木質バイオマス発電設備は熱電併給等の場合) <措置内容> ・特別償却(20%) ※国や地方公共団体等の補助金との併用不可	○	×	
⑤ <予定> 中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例【創設】		証明制度は後日決定	<支援要件> ・対象者: 中小企業者等のうち、先端設備等導入計画を策定の上、市区町村の認定を受けた者 ・導入促進基本計画を策定し国からの同意を受けた市区町村に限定 ・生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上すること ・ 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること、また中古資産でないこと <措置内容> ・固定資産税の課税標準を、3年間 ゼロ~1/2(各市区町村で定める割合)に軽減	○	×	「生産性特別措置法(仮称)」施行日 ~ 2021.3.31	

注記: 本内容は、平成30年4月24日時点における発表済み情報に基づいています。今後の発表情報にもご注意ください。